

証券コード 5527
2023年5月9日
(電子提供措置の開始日 2023年5月8日)

株 主 各 位

東京都渋谷区本町三丁目12番1号
株式会社property technologies
代表取締役社長 濱 中 雄 大

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集につきましては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト <https://pptc.co.jp/ir/>

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスしていただき、銘柄名(会社名)または証券コードにて検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年5月29日(月曜日)午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月30日（火曜日）午前11時
2. 場 所 東京都渋谷区本町三丁目12番1号
住友不動産西新宿ビル6号館12階
株式会社property technologies 本社会議室
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 監査役1名選任の件
第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 監査役1名選任の件

2023年2月28日に当社の監査役であった故梶原洋海氏が逝去され、監査役会設置会社としての監査役の法定員数を欠くこととなりました。つきましては、後任の監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び地位 (重要な兼職の状況等)	所有する 当社の株式数
なか やま きん や 仲山 欽也 (1956年2月2日生まれ) 現在の当社における 地位 社外取締役	2011年7月 財務省関東財務局 統括法務監査官 2012年7月 財務省福岡財務支局 金融商品取引所監理官 2013年7月 財務省関東財務局東京財務事務所 次長 2015年1月 鹿沼相互信用金庫 リスク管理統括部コンプライアンス統括グループ担当部長 2015年7月 同金庫 執行役員リスク管理統括部長 2016年6月 同金庫 常勤理事リスク管理統括部長 2021年2月 当社 社外取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 特になし	0株
監査役候補者とした理由 同氏は、財務局での会計監査、金融機関でのコンプライアンス・リスク管理をはじめとする幅広い分野の知識と経験を有しており、また、これまでの当社社外取締役としての実績に鑑み、監査役としても、公正かつ客観的な立場で職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 仲山欽也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 仲山欽也氏は、現在、当社の社外取締役に就任しているところ、本臨時株主総会において同氏の選任をご承諾いただいた場合には、本臨時株主総会終結の時をもって社外取締役に辞任し、監査役に就任する予定となっております。
3. 仲山欽也氏は、2023年2月28日に逝去により退任した故梶原洋海氏の補欠として選任するものであり、その任期は定款の定めにより退任した監査役の任期の満了する時(2026年2月開催の定時株主総会終結の時)までとなります。
4. 当社は、監査役との間で、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款第40条に規定しております。これにより、仲山欽也氏の選任をご承認いただいた場合には、会社法第427条第1項に基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 監査役が任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - (2) 上記の責任限度額が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がない場合に限るものとする。
5. 本議案において仲山欽也氏の選任をご承諾いただいた場合、同氏は、引き続き当社が保険料の全額を負担して保険会社との間で締結している会社法第430条の3の第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該役員等賠償責任保険契約では、当社のすべての取締役、監査役を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び争訟費用等を填補します。当該役員等賠償責任保険契約においては、役員等の職務執行の適正性担保のため、敗訴時に填補する損害の範囲を限定する旨及び一定の事由に該当する場合は保険金を支払わない旨を定めています。2023年11月に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新予定です。

第2号議案 取締役1名選任の件

当社のコーポレートガバナンス体制の維持及び更なる向上のため、新たに社外取締役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

社外取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況等)	所有する 当社の株式数
<p>たか はし まさと 高橋理人 (1959年4月24日生まれ)</p> <p>現在の当社における 地位及び担当</p> <p>—</p>	<p>1982年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社</p> <p>2007年9月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社</p> <p>2011年10月 同社 常務執行役員</p> <p>2013年6月 株式会社LIFULL 社外取締役</p> <p>2017年1月 株式会社マッシュプラス 代表取締役（現任）</p> <p>2018年6月 Fringe81株式会社（現 Unipos株式会社）社外取締役（現任）</p> <p>2019年12月 株式会社HBIP 代表取締役（現任）</p> <p>2021年3月 アディッシュ株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2022年6月 株式会社ウィルグループ 社外取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社マッシュプラス 代表取締役 Unipos株式会社 社外取締役 株式会社HBIP 代表取締役 アディッシュ株式会社 社外取締役 株式会社ウィルグループ 社外取締役</p>	<p>一株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>同氏は、経営者としての豊富な実績と経験に加え、住宅関連及びデータを活用したサービスについての豊富な知見をはじめとする幅広い分野の知識と経験を有しています。こうした知識と実績に鑑み、適切な人材であると判断いたしました。</p> <p>また、同氏は、当社から独立した立場にあり、当社及びグループ各社の持続的かつ更なる成長と企業価値の向上、特にデータを活用した住宅関連サービスについてのアドバイス及び経営監督機能の強化、並びに当社のコーポレートガバナンスの維持及び更なる向上に尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

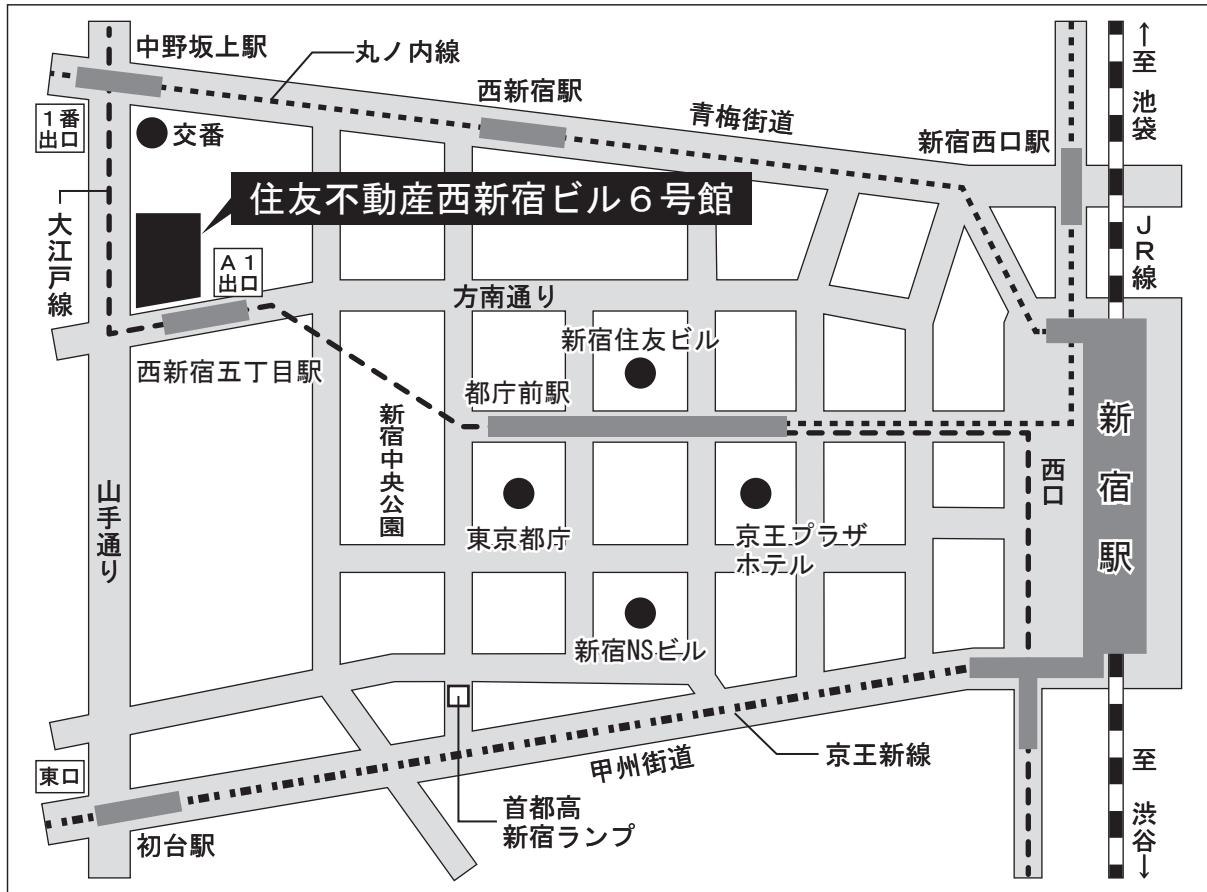
- (注) 1. 高橋理人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高橋理人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高橋理人氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同氏の選任をご承認いただいた場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4. 当社は、取締役との間で、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款第30条に規定しております。これにより、高橋理人氏の選任をご承認いただいた場合には、会社法第427条第1項に基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定です。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - (2) 上記の責任限度額が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がない場合に限るものとする。
5. 本議案において高橋理人氏の選任をご承諾いただいた場合、同氏は、当社が保険料の全額を負担して保険会社との間で締結している会社法第430条の3の第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該役員等賠償責任保険契約では、当社のすべての取締役、監査役を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び争訟費用等を填補します。当該役員等賠償責任保険契約においては、役員等の職務執行の適正性担保のため、敗訴時に填補する損害の範囲を限定する旨及び一定の事由に該当する場合は保険金を支払わない旨を定めています。2023年11月に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図



場所 東京都渋谷区本町三丁目12番1号 住友不動産西新宿ビル6号館12階
株式会社property technologies 本社会議室

交通 都営大江戸線「西新宿五丁目駅」 A1出口 徒歩3分
東京メトロ丸ノ内線・都営大江戸線「中野坂上駅」 1番出口 徒歩12分
京王新線「初台駅」 東口 徒歩13分

(お願い)

当会場には駐車場がございませんので、誠に恐縮ですが、公共の交通機関をご利用くださいますよう、
お願い申し上げます。